昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成20年12月15日発行第384号　毎月１回15日発行

行政とちぎ

足利フラワーパーク　イルミネーション

2008. 12

No.384

栃木県行政書士会

Index

contents

目次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
平成 20 年度栃木県との共催研修会を開催　・・・・・・・・・・・・・・ ３
書士会日誌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
書士会日誌　詳細　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５～７
地域建設業経営強化融資制度による借入金に係る経営事項審査の
事務取扱について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
栃木県内　市町別平成 21・22 年度　入札参加資格審査申請日程表　・・・９
業務開発部が進めています 成年後見人育成講座 の現況報告・・・・・１０
「遺言・相続・遺産分割」法定業務ＤＶＤ研修会・・・・・・・・・・１１
「建設業初級編」「入管業務初級編」研修会開催のお知らせ・・・・・ １２
現在受付中の研修一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
支局情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３～１４
おじゃましま～す！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
アドちゃんの談話室　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
木もれび　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
会員の動き・編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

表紙写真：足利フラワーパーク イルミネーション　総務部広報課提供

栃木県行政書士会

平成20年度栃木県との共催研修会を開催

平成20年10月20日（月）午後1時30分から宇都宮市コンセーレにおいて、栃木県・栃木県行政書士会研修会が開催されました。繪面秀俊県文書学事課課長の挨拶の後、（1）裁判員制度について（2）新しい公益法人制度についての研修を53名の会員の参加のもと行いました。

（1）については、講師に宇都宮地方検察庁の宮友一検事をお迎えし、スクリーンに映し出されたビデオを見ながらかつ丁寧な制度説明があり、非常に有意義なものであった。平成21年5月21日からスタートする裁判員制度では、本年の12月頃までに裁判員候補者名簿に記載された者へ調査票同封の上郵送通知されます。この会報をお読みになる頃には、すでに通知を受取った会員がいるのではないでしょうか。この研修会が裁判員候補者となる不安を少しでも打ち消すものとなったのではないでしょうか。

（2）については、講師に県文書学事課法規担当の栗田佳幸主査を迎え研修を行いました。平成20年12月1日施行の新しい公益法人制度は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に法的根拠を置くものです。法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針のもと、営利を目的としない社団・財団について、法人が行う事業の公益性の有無に関わらず登記のみによって簡便に法人格を取得することができる法人制度を創設したものです。現行の公益法人は、5年間の移行期間内に移行の申請をする必要があります。移行期間満了日までに移行が認められなかったり移行の申請をしなかった公益法人は、移行期間満了の日に解散したものとみなされます。会員の皆様の中には現在までの業務歴を今一度再確認の上、取り扱ったまたは現在関わっている社団法人・財団法人・中間法人・任意団体等の組織を再検討するきっかけ作りとしていただけたのではないでしょうか。

（総務部副部長　毛塚勝行）

書士会日誌　2008．11

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.
4	火	成年後見初級第６回研修	廣田部長　奥村副部長　藍原専門部員	①
5	水	成年後見ワーキンググループ	廣田部長　奥村副部長　毛塚副部長　山本昭子理事 枝野専門部員　住吉会員　井上会員　柳会員　白澤会員	②
6	木	事務局パソコン復旧作業	田代会員	—
6	木	会費徴収方法の検討	堀越職務代理　松本部長　根岸副部長　和賀井理事	③
7	金	行政とちぎ編集作業	手塚部長　齋藤専門部員	—
10	月	編集会議	手塚部長　福澤副部長　宮澤理事　齋藤専門部員	④
11	火	行政とちぎ編集作業	手塚部長　齋藤専門部員	—
11	火	新規登録説明会	青木副会長　前澤部長　毛塚副部長	—
12	水	総務部会	堀越職務代理　青木副会長　前澤部長　毛塚副部長 秋田理事　鈴木康夫理事　山本昭子理事	⑤
12	水	ＴＩＡ無料相談会	金井会員　柳会員	—
13	木	基礎研修会	江藤理事　長竹理事	—
14	金	事業報告書作成作業	石塚部長	—
18	火	ＡＤＲ担当者会議（日行連）	奥村副部長　土方専門部員	—
〃	〃	成年後見初級研修会第７、８回研修会	福田勝守会員　廣田会員　小泉会員　藍原会員　藤野会員　齋藤順子会員　柳会員　白澤会員	⑥
19	水	正副会長　正副部長会議	浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　福田副会長 前澤部長　松本部長　手塚部長　石塚部長　廣田部長 江藤部長　関副委員長　毛塚副部長　根岸副部長 福澤副部長　奥村副部長　長竹副部長	—
20. 21	木 金	平成２０年度関地協連絡会	浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　福田副会長 前澤部長　廣田部長　奥村副部長　毛塚副部長	—
20	木	産業廃棄物研修	江藤部長　長竹副部長　市川専門部員	—
25	火	新規登録者の受付	前澤部長	—
26･27	水 木	成年後見研修会議（日行連）	廣田部長　奥村副部長	⑦
27	木	メールサーバー設置作業	田代会員	—
27	木	ＡＤＲ研修会	青柳委員　土方専門部員	⑧
28	金	開発行為研修に伴う作業	石塚部長	—
28	金	６団体連絡協議会	福田副会長　江藤部長	—
28	金	成年後見業務に関する今後の関係について	浅野会長　押野支部長　廣田部長	⑨

お詫びと訂正

先月号の行政とちぎ１１月号のＰ４において大平市鈴木俊美市長となっていましたが、
正式には大平町鈴木俊美町長です。
ここにお詫びとともに訂正いたします。

①成年後見制度初級第６回研修会

１１月４日　13：30～15：30

講師：栃木県保険福祉部高齢対策課

伊東和彦副主幹

1．高齢化の原状と同行 2．高齢化とは 3．高齢者の定義 4．我が国の高齢化の推移 5．高齢者人口 6．人口ピラミットの変化 7．高齢社会の定義 8．平均寿命の変化の国際比較 9．高齢者のいる世帯の推移 10．高齢者のいる一般世帯の推移 11．認知賞高齢者の増加 12．痴呆に替わる用語について 13．認知症の本人・家族に対する地域支援体制の構築 14．認知症ケアの基本的な考え方 15．自治体に求められる認知症ケア関連の業務の多様化・多量化 16．認知症総合対策ノイメージ 17．かかりつけ医が参画した早期からの認知症高齢者支援体制 18．認知症介護研修の関係について 19．認知症を知り地域をつくるキャンペーン 20．認知症を知り地域を作る 10 ケ年の構想 21．認知症は病気であるという認識 22．認知症サポーター養成講座とは 23．認知症サポーターとは 24．サポーター養成講座の講師は 25．常陽銀行真岡支店での研修講座 26．真岡警察署、警察官も専門家を招き勉強会 27．塩谷町・人口の 15％の方を認知症サポーターとする講座開始 28．包括支援センターのイメージ 29．地域包括支援センターについて 30．地域包括支援センターの特色 31．認知症地域支援体制構築等推進事業の創設 32．認知症地域支援体制の効率的な構築のポイント 33．栃木県認知症対策推進会議 34．認知症対応コーディネーターについて 35．認知症サポートの地域資源マップの作成 36．徘徊ｓｏｓネットワークの構築 37．認知症高齢者を抱える家族の支援 38．養護者による虐待と対応 39．虐待の種類（息子、息子の配偶者・娘・夫・孫・妻その他）

②成年後見ワーキンググループ

１１月５日　14：00~16：00

第３回定款作成等ワーキンググループ会議

本会で発足予定の新組織と関係方々との協調に関する意見交換

1・新組織の運営体制について

2・設立後の業務等のサポートについて

3・フォレストさんの行政書士以外の構成員の方を希望により、新組織において活動できるよう見当

4・新組織の名称と運営形態、資金等の諸問題について

5・成年後見を社会後見としてとらえることについて

6・損害保険に関する情報

7・その他

③財務経理部

１１月６日　10:００　~11：00

会費徴収方法の検討

栃銀よりＴ－ＮＥＴ代金回収サービスについて説明を受けた。

④行政とちぎ編集作業

１１月 10 日　10：00　~16：00

カレンダー折込

発送封筒宛名貼り

行政とちぎ１１月号編集作業

⑤総務部会

１１月１２日　13：30　~16：00

１・新規登録者について

２・福利厚生旅行決算報告

３・第３回理事会

- 見積書の検討
- 積み残し事業、選挙管理員会立ち上げ、会費納入、サーバー管理規定について
- 成年後見制度の検討、申請取次行政書士規定について

４・新入会員オリエンテーション担当者確認

５・関東地方協議会参加者確認

６・事務局職員補充について

７・会費免除申請の規定について運用の変更を検討
８・会館の維持管理
９・その他
・　事務局職員用デスクトップパソコンの補充
・　行政書士試験監督の反省点

⑥成年後見初級研修会第７、８回研修会
１１月１８日　13：30　~16：30

第７回研修会　講師：フォレスト　13時30分より
第８回研修会　効果測定テスト　　15時30分より
１２時集合
第７回研修会の打ち合わせ
第８回研修会　効果測定テストの実施について
試験要領、採点、発表等の打ち合わせ

第７回研修会　講師：フォレスト　齋藤順子先生の講義

先ず１件受任し体験しながら学んだ方が良い。

無料相談会の実施時において、終了時の質問タイムを設けても、案件が微妙な他人に聞かれたく無いことなので、中々質問が出ない。そこで、無料相談をおこないますので、ご質問のある方は残って下さいと言って、残っている方にそっと近寄り「何か質問がありますか？」と言って相談にのるのが良いみたいです。との事です。

一般の方と話す場合は、専門用語・裁判用語を使わない。普通の易しい言葉で説明するのが良いそうです。

フォレストさんは、民法及び神奈川会のテキストも十分使いこなされていて、成年後見のワンストップサービスを目指しておられるように感じられました。

続いて講師：フォレスト柳知明先生の講義

申請書の書き方

申請書記入時の注意等、各裁判所によって少し様式記入内容の違いがあること、裁判所に行って恥をかかない様にするための諸注意。

複数後見、法人後見申請時の家庭裁判所からの質問等について

続きまして講師：フォレスト 白澤茂理事長の講義

実際に行った任意後見及び成年後見（通称：法定後見）、被後見人の長期入院、ホームからの退去依頼、新規ホーム入所の交渉、被後見人の死亡、相続、そして本人死亡に拠る後見業務の終了。

調停について。法人後見の受注に付いて。被後見任の家族間の微妙な心理関係。報酬の請求方法について。その他。

第８回研修会　効果測定テスト
１５時４０分　栃木県行政書士会２階会議室にて
受験者数　３３名　　５０問１時間　　得点７０点以上合格
合格者　　３３名全員合格です。
この発表をもって「合格発表」とさせて頂きます。
出題傾向及び解答について

問題は中々内容のあるもので、民法も高度であり、専門分野もよい問題でしたが、優秀な方々が多いのに関心致しました。

この問題を簡単にクリアする方々を目の当たりにし、今後の行政書士会の発展を確信し、これらの方々、そして、この方々に続く会員により、新たな時代に向うような思いが致します。また、年配者と言ってはなんですが、この方々も高得点で合格されました。流石と恐れ入りました。

この後、中級研修６回を経て、この分野へと進みたいと考えます。

□　なお、受験資格を有していたにも関わらず、受験できなかった方々には、今期中にもう１度試験を開催したいと考えています。それは、受験資格を有する会員の方への連絡が不十分であると感じたからです。

ですから、初級研修会を５回以上受講していて、［効果測定テスト」を受験していない方は、是非、中級の研修会に参加して下さい。

宜しくお願い致します。

⑦成年後見研修会（日行連）

１１月２６日２７日　11：30　~15：20

1.1時限

①日行連の成年後見制度への取り組み

講師；日行連第二業務部専門委員

条　智仁先生

②各団体の取り組み状況その１（岩手会）

講師；日行連第二業務部専門委員

岡田　秀治先生

③各団体の取り組み状況その１（長野会）

諸野脇　宏幸先生

2.2時限

成年後見業務の倫理

- 行政書士が取り組む意味
- 広告をする際の留意点
- 相談と受任に当たっての注意点
- 手続きに当たっての留意点

講師；日行連第二業務部専門委員

条　智仁先生

3.3時限

成年後見制度の概要

- 新しい成年後見制度の概要
- 成年後見制度の対象者
- 成年後見制度の種類
- 成年後見制度の概要

質疑応答

講師；日行連第二業務部専門委員

条　智仁先生

4.4時限

任意後見制度の概要

- 任意後見制度の種類
- 任意後見制度の利用手続き
- 契約後の業務

講師；日行連第二業務部専門委員

条　智仁先生

5.5時限

法定後見制度の概要

・法定後見制度の種類

- 法定後見制度の申立て手続
- 後見人就任後の実務

講師；日行連第二業務部専門委員

条　智仁先生

6.6時限

成年後見制度に関する諸問題

- 介護保険制度
- 障がい者自立支援制度
- 成年後見制度利用支援制度
- 日常生活自立支援制度

質疑応答

講師；日行連第二業務部専門委員

岡田　秀治先生

諸野脇　宏幸先生

【検討事項・確認事項・決定】

1.　平成２１年度に情報交換会を行う。

早急に全国統一的なものとしたい。

⑧ＡＤＲ研修会

１１月２７日　13：30~16：00

1.　メディエーショントレーニング
2.　調停での頻発する問題の典型パターンと対処方法
3.　非言語の重要性
4.　開かれた質問・閉じた質問　トレーニング
5.　「言い換え」　トレーニング

⑨成年後見業務に関する今後の関係について

１１月２８日9：10~10：20

真岡市保健福祉部福祉課長並びに地域包括支援センターに 12 月９日の研修会へのお招きに対する御礼と今後の協調関係に対する意見交換の為の挨拶。

１２月９日の真岡市の合同研修会に、本会から８名参加し、今後互いに連携を深め、今後直面する諸問題に対し、協力関係を密にすることとした。

地域建設業経営強化融資制度による借入金に係る経営事項審査の事務取扱について

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成２０年１０月１７日付け国官会第１２５４号、国地契第３３号、国総建第１９６号、国総建整第１５３号）により創設された地域建設業経営強化融資制度による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについては、下記のとおりとする。

記

１．平成２０年国土交通省告示第８５号「建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二２における「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」（以下「負債合計額」という。）に含まれる、経営状況分析の申請者が地域建設業経営強化融資制度により事業協同組合等又は一定の民間事業者及び金融機関から受けた借入金の額（以下「地域建設業経営強化融資制度による借入金」という。）は、負債合計額から控除することができることとする。

２．経営状況分析の申請者が地域建設業経営強化融資制度による借入金の負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書（建設業法施工規則別記様式第２５号の８）の余白に「地域建設業経営強化融資制度による借入金　〇〇〇円」と記載して申請を行うこととする。

３．１．により控除することができる金額は、地域建設業経営強化融資制度による融資を実行した事業協同組合等又は一定の民間事業者が別添様式により残高証明したもの、及び建設業者に対して融資を実行した金融機関が別添様式又は金融機関所定の様式により残高証明したものに限ることとする。

栃木県内　市町別
平成２１・２２年度　入札参加資格審査申請日程表

（平成２０年１１月５日現在　広報部調べ）

	県市町名	担当部署	電話番号	建設	測量建設コンサル	物品
1	宇都宮市	契約課契約ｸﾞﾙｰﾌﾟ（建） 契約課契約ｸﾞﾙｰﾌﾟ（物）	028-632-2163 028-632-2163	1/15～2/12（予）	1/8～1/22（予）	11/4～11/21
2	足利市	管財課契約係	0284-20-2119	市内業者1/19～1/21市外業者1/5～1/16		
3	栃木市	契約検査課契約担当(建) 財政課管財担当(物)	0282-21-2411 0282-21-2303	1/19～2/10		12/1～12/25
4	佐野市	契約検査課	0283-20-3027	1/13～1/15		1/13～1/16
5	鹿沼市	契約検査課	0289-63-2278	12/1～12/19		
6	日光市	契約検査課契約係	0288-21-5134	1/21～2/3		
7	小山市	建設監理課工事契約係(建) 管財課物品契約係(物)	0285-22-9323 0285-22-9325	市内業者1/19～1/21 市外業者1/26～1/30		12/8～12/12
8	真岡市	総務課契約検査係	0285-83-8145	市内業者12/15～12/22 市外業者1/5～1/20		
9	大田原市	検査課	0287-23-8189	12/1～12/24		
10	矢板市	財政課	0287-43-1114	1/9～1/23		12/2～12/18
11	那須塩原市	契約検査課契約係	0287-62-7114	1/14～1/28		
12	さくら市	財政課財産管理係	028-681-1122	未定		
13	那須烏山市	総務課管財係	0287-83-1111	未定		
14	下野市	管財課	0285-40-5553	2/2～2/13	2/16～2/27	3/2～3/13
15	上三川町	総務課管財係	0285-56-9114	2/2～2/16		
18	西方町	建設課	0282-92-0308	未定		
19	二宮町	総務企画課管財係	0285-74-5010	未定		
20	益子町	企画課管財係	0285-72-8829	未定		
21	茂木町	建設課土木管理課(建) 総務課庶務係(物)	0285-63-5647 0285-63-5614	市内業者2/2～2/13 市外業者2/16～2/27		未定
22	市貝町	建設課	0285-68-1117	未定		
23	芳賀町	管財課	028-677-1111	未定		
24	壬生町	総務部総務課	0282-81-1809	１月上旬		１月上旬
25	野木町	総務課契約管財係	0280-57-4112	1/14～12/28		
26	大平町	管財課管財係	0282-43-9207	2/1～2/28		
27	藤岡町	財政管理課管財係	0282-62-0901	1/15～1/30		
28	岩舟町	総務課消防管財担当	0282-55-7752	未定		
29	都賀町	総務課管財係	0282-29-1100	未定		
30	塩谷町	総務課管理担当	0287-45-2210	未定		
31	高根沢町	総務課監理係	028-675-8101	2/2～2/16		
32	那須町	総務課契約検査担当	0287-72-6902	1/9～1/30		
33	那珂川町	総務課管財係	0287-92-1111	22年23年分　21年9月予定		

※(建)：建設工事、測量・建設コンサルタント　(物)：物品
※未定の市町については、来月以降の行政とちぎに掲載いたします。

業務開発部が進めています 成年後見人育成講座 の現況報告

行政とちぎ 10 月号では、成年後見を支援する「成年後見サポートセンター」への道筋を提案させて頂きました。

この号では、平成 18 年度から推し進めています“後見人候補者育成を目的”とした各種研修の現況やその目的などをご報告させて頂き、併せまして成年後見制度に対するご理解とご支援を頂戴出来ますよう、よろしくお願い申し上げます。

成年後見初級講座特別研修会、研修終了者に対する「効果測定結果」報告

➢ **初級研修講座の目的**

・成年後見制度の概要を多面的に学び、結果として成年後見制度への興味を持って頂くこと、そしてその基礎知識を習得して頂くことにあります。

・そのためには、家庭裁判所・公証役場・県高齢福祉課・介護施設そして後見人実務者等幅広く講師を招き 7 回の研修を 1 シリーズとしています。

➢ **効果測定テストの意味合い**

・初級研修には後見制度に関するテキスト（共通）が用意されていますが、各研修では講師が独自の教材で進められ、共通テキストをもとにした研修ではないため、研修者には改めて共通テキストに目を通すことで基礎知識を習得して頂く必要があると考えます。

➢ **テストの概要**

・テキストから５０問、○×方式（出題範囲は事前に案内。テキストの持ち込みは不可）

➢ **テストの結果**（70 点以上を合格としています）

・平成 19 年度⇒合格者 17 名

・平成 20 年度⇒合格者 33 名　　累計として５０名の方々が合格されています

中級研修講座が 12 月２日より隔週６回ｼﾘｰｽﾞで始まりました！

-6回分研修の未受講者には、後日テープによる[補講]をご案内いたします-

➢ 中級研修講座の目的

Q **何故？** 成年後見人候補者を育成するのか？

A1 認知症高齢者や知的障害者あるいは精神障害者等の社会的弱者といわれる方々の、社会生活や財産管理等を支援することを目的とした**社会貢献活動**者が必要とされています。

A2 行政書士が、成年後見制度に積極的に関わり、地域の健康福祉行政に参画し、社会貢献を実践していくことによって、市町村等の各種自治体・社会福祉協議会等との連携が深まり、行政書士の地域社会における**知名度向上**や**社会的評価向上**が期待されます。

Q **誰のために？** 成年後見人候補者を育成するのか？

A1 研修受講者のために・・・・これは当然として

A2 ご本人（**被成年後見人**等）の**利益を守る**ためにです。ご本人以外の依頼人のためではない。

Q **どのような？** 成年後見人候補者を育成しようとしているのか？

A1 後見人等となった受講者が、担当することになった本人（**被後見人**等）の**利益を損なことのない倫理観**及び知識を有する人材の育成を目的とします。

A2 家庭裁判所や各自治体の依頼に対して、サポートセンターから推薦する**人材**の**倫理観**及び知識等の能力担保を目的とします。

業務開発部　奥村俊雄（那須支部）

「遺言・相続・遺産分割」法定業務ＤＶＤ研修会

標記の件につきまして、下記のとおり研修会を開催致しますので宜しくお願い致します。

○日　　時　　平成２１年２月１８日（水）　１０：００～１７：１０
　　平成２１年２月１９日（木）　１０：００～１７：００

○場　　所　　栃木県行政書士会館　先着３０名まで

○受講資格　　栃木県行政書士会会員（法定業務研修のため補助者の方は受講できません）

○受 講 料　　・２日間で　１，０００円（@５００×２日）
　　・テキスト代　１，０５０円（再受講者は前回のテキストも使用可能）
　　・昼食代　　８００円（希望者）
　　※　２月１８日に集金致します。なるべくおつりのないようにお持ち下さい。

○主　　催　　業務研修部

○研修内容〈プログラム〉

第１日目【２月１８日（水）】

１時限目	１０：００～１１：００	
２時限目	１１：００～１２：００	
３時限目	１３：００～１４：００	遺言相談への対応
４時限目	１４：００～１５：００	遺言書の作成
５時限目	１５：１０～１６：１０	指定相続分、法定相続分
６時限目	１６：１０～１７：１０	法定相続分の割合、相続分の修正等

第２日目【２月１９日（木）】

１時限目	１０：００～１１：００	相続の対象財産
２時限目	１１：００～１２：００	遺産分割
３時限目	１３：００～１４：００	遺留分、遺言執行
４時限目	１４：００～１５：００	相続税の基礎知識
５時限目	１５：１０～１６：１０	相続による名義変更等
６時限目	１６：１０～１７：００	効果測定

○申込方法　下記申込書にて事務局にＦＡＸ（０２８－６３５－１４１０）でお願い致します。

○締め切り　テキスト発注の都合上　１月８日（木）締め切りとさせていただきます。

※　テキスト手配の都合上、研修会申し込み後、当日参加できない場合もテキスト代はいただくことになりますのでご了承願います。

※　法定業務研修の認定を受ける予定ですので、効果測定の結果、日行連会長と中央研修所所長の連名で修了証書が発行されます。

※　法定業務研修のため、特に時間厳守でお願い致します。

※　この研修会は平成１７年度～平成１９年度及び平成２０年８月２１日・２２日に開催されたものと同じ内容です。

「遺言・相続・遺産分割」法定業務ＤＶＤ研修会申込書

平成　　年　　月　　日

支部名	氏　名	出　欠		昼　食	テキスト
		１８日			
		１９日			

※　昼食（実費）ご希望の方は、○印をつけて下さい。

「建設業初級編」「入管業務初級編」研修会開催のお知らせ

○ 日　　時　　平成２１年１月１５日（木）　１３時３０分から１６時４５分まで
○ 場　　所　　栃木県行政書士会館２階
○ 対 象 者　　行政書士、補助者も可
○ 講　　師　　建設業初級編　　行政書士　風間　洋（敬称略）
　　入管業務初級編　　行政書士　鈴木　宏昌　（敬称略）

○ 受 講 料　　５００円
○ 時間割

時　間　割		研修科目	内　容
１時限目	13：30～15：00	建設業初級編	全くの初心者向けに建設業について講義します。
２時限目	15：15～16：45	入管業務初級編	全くの初心者向けに入管業務について講義します。（在留資格の認定・変更・更新及び永住許可申請）

申し込み締め切り日　　平成２１年１月９日迄

事務局までＦＡＸにてお申し込み下さい。（ＦＡＸ　028-635-1410）

「建設業初級編」「入管業務初級編」研修会（1/15 開催）参加申込書　平成２０年　　月　　日

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※参加される研修に〇を入れてください。

建設業初級編	入管業務初級編

現在受付中の研修一覧

研　修　名	開催日時	申込〆切日	申込書掲載号
ＡＤＲ初級講座　無料講習会　第３回	H21. 2.26　13:30～16:00	H21. 2.24	行とち７月号
成年後見制度中級研修会　第３回	H21. 1.20　13:30～15:30	H21. 1.16	行とち９月号
〃　第４回	H21. 2. 3　13:30～15:30	H21. 1.30	〃
〃　第５回	H21. 2.17　13:30～15:30	H21. 2.13	〃
〃　第６回	H21. 3. 3　13:30～15:30	H21. 2.27	〃
「遺言・相続・遺産分割」法定業務ビデオ研修会	H21. 2.18　10:00～17:10 H21. 2.19　10:00～17:00	H21. 1.8	行とち 12 月号
「建設業初級編」「入管業務初級編」研修会	H21. 1.15　13:30～16:45	H21. 1.9	〃
外国人市民のかかえる問題と対処※	H21. 1.16　13:30～15:30	H21. 1.9	事務局に問合せ

※宇都宮支部主催の研修会です。他支部の方も受講可能。ご希望の方は事務局までお問い合わせ下さい。

支 局 情 報

【宇都宮】

「相続の手続について」研修会開催

『この地域の生命・財産は私が守る』という気概で、行政書士制度周知のために地域へのチラシ配りを・・・。

１１月５日（水）行政書士会館において、宇都宮支部が主催する「相続の手続きについて」の研修会が開かれた。支部内外からの参加者は26名。講師は、宇都宮支部の住吉和夫先生。まず、相続が行政書士にとってどのような業務であるのかという講義に入る前に、行政書士の使命を問われ、社会において困っている人を法的知識を使って手助けすることであり、社会のために尽くすということを念頭において業務を行うべきであることを仏教の『発心』という言葉で説明された。

実際に使用できる遺産分割協議書・遺産相続協議書等を資料として提示いただいた他、相続手続きの依頼を電話で受けた時の対応の仕方に始まり、顧客へのサービスの方法、費用の見積りなど、普段ではなかなかきくことができないノウハウを惜しげもなくさらりと教えていただき、大変得るところの多い研修であった。

高齢化社会のなか、今までは、遺産分割協議書作成や遺言の草案など業務がその主流としてあったが、今後は、お困りの方を助けるという社会的使命から、成年後見にも取り組んでいくことが大切であるとのこと。

最後に、書士会として法的に不合理であることにたいしては、断固闘っていかなければならないこと。ひとりひとりの地道な努力と仲間同士の助け合いが地位向上につながることなど我々が目指していくべき方向をしっかりと示していただき、その一言ひとことに３３年を行政書士の地位向上のために尽くしてこられた住吉先生ならではの後輩に対する温かい心と年月の重みを感じさせる研修であった。

（支局長　齋藤 順子）

無料相談会 in 宇都宮商業祭

１１月２日（日）、お天気に恵まれた中、東武馬車道通りにある上野文具南側の一角で、行政手続無料相談会を開催しました。

同日は「宇都宮商業祭」、宇都宮餃子スタンプラリーが開催されていて、そのスタンプ地点が当相談会会場の目の前で行われていたこと、また、そのほか東武馬車道通りでは、地元の農産物の出店、焼き立てパンの出店、ぬいぐるみを着た人間ワンちゃん？がトラベルアピール看板を持って、宮城県女川温泉のアピールをしていたことなど、いつも以上の賑わいがあり、活気づいた状況でした。

相談件数は５件（内訳：相続２件、土地１件、遺言１件、離婚１件）。人通りも多かったので、持参した行政書士パンフレットはすべて配布でき、行政書士のＰＲは十分にできたものと思います。これからもさらにＰＲをして、行政書士の業務を一人でも多くの方々に知ってもらいたいところです。私はというと、行政書士のＰＲをするため？に、あの目立ちすぎる黄緑色のアドちゃんジャンパーを着て、意味もなくひょこひょこ遠くまで歩いてしまったりしていました。もちろん、わざわざ脱ぐのが面倒くさかっただけですが。。。。

（高橋　江美）

入管業務研修第１回
「入管業務の基礎～何を知るべきか」

１１月２６日（水）、宇都宮支部は、入管業務研修会第１回を行政書士会館において開催した。支部内外からの参加者は３１名であった。

今回は、宇都宮支部の渡辺良樹会員を講師に迎え、「入管業務の基礎」と題して、そもそも入管業務とは何なのか、何を押さえておくべきなのか、関係する法律は何なのか、という基礎的な法律知識を学んだ。

基礎編ということで、『外国人と日本人が外国において婚姻し、パートナーである外国人を日本に呼び寄せる』という設定に絞り込み、入国と上陸の違いにはじまり、申請者・代理人・申請取次者（行政書士）の関係、在留資格認定証明書やビザの本来の意味など、理解することがなかなか難しい概念を、法令や施行規則に基づいてわかりやすく説明された。

入管業務は「法務大臣の裁量」という、他の業務にはない大きな壁がある。申請書の書き方や添付書類等の知識を得る前に、入管法がどのような法律であるのか、ポイントはどこにあるのか、ということを十分に押さえておく必要がある。この研修会は、それを意識し、行政書士が業務を行う上で「何を知るべきか」を押さえた意義ある講義であった。初心者はもちろん、すでに取次業務を行っている者にとっても、受講しなければ損、と明確に言える研修だった。講義に際して大変な準備をされたであろう渡辺良樹先生には、心からお礼を申し上げたい。

今、申請取次行政書士は届出制だが、かつてはきびしい試験を何度もクリアしなければならず、資格を得るために猛勉強されたとのこと。現在活躍している先輩先生方の知識の量には驚かされることが多いが、その理由がわかった。届出制に安住せず、基礎的な勉強の必要を痛感させられた研修だった。

かつての試験制度時代をユーモアたっぷりに話す渡辺先生の、熱く楽しい「ヨシキワールド」にはまった、あっという間の２時間であった。

（支局長　齋藤 順子）

【那須】

那須支部宿泊研修会開催

１１月２８日（金）午後２時００分から那須オオシマフォーラムにおいて、平成２０年度那須支部宿泊研修会が開催されました。

今回、那須支部としては、平成２０年度第２回目の研修となり、「成年後見制度の概要と実務」というテーマで、講師は、宇都宮支部の齋藤順子先生にお願いしました。齋藤先生は、NPO 法人財産管理支援センターの理事でもあり、成年後見について、ご自身が実際に受けた相談や、携わったケースから、具体的にお話しいただきました。

成年後見制度については、少子高齢化が進む日本において、この制度の利用数は多くなっていくと考えられますし、最近では、メディアでも多く取り上げられるようになりました。後見人については、義務や大きな責任が伴いますので、安易に受任できるものではありませんが、今後の需要を考えますと、社会貢献として、また業務の幅を広げるためにも重要な分野となると予想されます。

遺言や相続についてのご相談を受ける行政書士としては、まず自分自身が成年後見制度を理解し、正しい知識を身につけて、この制度の利用が適しているであろう相談者には、制度の説明や提案等を行えるようになっておくことが求められているのではないでしょうか。

後見人を経験された方から直接お話を伺うこと多くありませんので、齋藤先生のお話は大変興味深く、参加者にとって大変貴重な研修となりました。

（支局長　冨田倫子）

おじゃましま～す！

会員名　枝野　務
支部名　宇都宮支部
入会日　平成１９年１１月１９日

＊　入会の動機は？
　両親が８０歳と高齢になり、母が介護を必要とし父だけでは母の介護が負担になってきました。長男である自分が早期退職し、母が入院した後は父の生活の面倒を看ていましたが、次第に仕事がしたくなり、生きがいも欲しくなり父と相談し行政書士の道を選びました。

＊　差し支えなかったら前職は？
栃木県の警察官を拝命しておりました。一昨年の平成１８年３月に退職し３５年間勤務しました。

＊　県内何回転勤しましたか？
３５年間に，１０箇所の警察署など勤務しました。

＊　印象にある勤務先は？
　すべての勤務先にそれぞれの思い出があります。印象にあるのは、イギリス等のヨーロッパ４諸国に行って、その国々の交通法規、交通環境を勉強してきたことです。
　イギリスでは、白バイの訓練や英語での授業と試験には苦労しました。

＊　入会以来積極的に活動していますが、経験した業務は？
　風俗営業許可申請・探偵業届出・古物営業許可申請・飲食業許可申請・内容証明作成等です。現在は、成年後見申立と開発行為許可申請・農地転用を進めています。
　以前勤務していた遠方の町から風俗営業許可申請の依頼があり、地元の行政書士とタイアップして業務を推進中です。

＊　今後経験してみたい業務は？
入国管理業務と開発行為です。
幅広い業務であることが次第に判ってきましたので、クライアントからの依頼を断ることをせずに業務を推進していきたいです。

＊　前職と行政書業務と大きく違うと感じた点は？
　前職時代、許可申請の窓口を担当していました。一般の申請者には親切と判り易い指導助言をモットーに仕事をしてきました。
　当時、行政書士からの申請を受理していましたが、やはり書士からの申請は安心して受理しておりました。お客様から安心して信頼される行政書士でなければなりません。

＊　苦労した事、良かった事は？
　前職で経験していなかった事や、知識がない業務を依頼された事です。

＊　趣味はありますか？
　現在はありません。
前職時代が忙しかったせいか、仕事に明け暮れていました。
　今は、仕事が楽しく、行政書士業務に携われたことに感謝です。さらに、現在補助者２名と仕事ができることに感謝です、スタッフに感謝！

　質問に大変丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。
　会員の皆さん、どこかでお世話になった事があるのではないですか？
　前職の経験から行政書士にアドバイスをお願いします。

（広報部　手塚　理恵）

１人１００戸訪問

行政書士法はその目的に２つの方向が有る。

１つは専門業に対する許認可申請であり、１つは市民の便利安全を期待する権利義務事実証明業務である。

近年行政書士の制度は素晴らしく向上しＡＤＲ業務を取り扱うまでになったが市民を対象とした「街の法律家」業務はその機能を果たしていない。

今「街の法律家」としての業務は相続協議書の作成・相続に関連する遺言書作成アドバイザーと契約書作成が基本業務で、今後は膨大な成年後見関連業務が予想されるが、行政書士によるその取り扱い数は極めて少ない。その業務は毎日発生をしているにも関わらず、行政書士がその対応をしないために顧客は苦労をし、やむを得ず行政書士以外の方に頼らざるを得ないのが現状である。

なぜ、この様な状況になっているかを反省し、その改善を図らなければならない。

ＰＲのチャンス

市民の多くの皆さんは、行政書士業務内容について知らない、そして行政書士の存在も知らない、行政書士もその責任を自覚していない、行政書士が如何に素晴らしくその力があっても役にたたず社会に貢献することができていない。

この状況の打破は誰がするか、書士会にその使命があるが、結果は行政書士事務所の経営ですから自分自身が事を起こさなければ好転するものではない。

行政書士事務所の宣伝を行うには成年後見制度の期待される今こそ、絶好のチャンスと考えます。

提案

成年後見制度に伴い新しい行政書士の業務を確立するため『１事務所１００戸宣伝訪問事業』をとりあえず自分の事務所の為に行ってみませんか。皆さんが動くそして成功する事は社会貢献をし結果的に行政書士の地位向上に成る事ですのでご協力をお願いする。

この事業にご協力いただける方、希望される方は住吉までＦＡＸでご連絡下さい。
皆さんとともにシステムについて研究をしたいと考えています。
元日行連会長　住吉和夫（ＦＡＸ028－671-7091）

全国女性行政書士交流会に参加しませんか

第２０回を迎える大会が今回は川津桜満開の伊豆稲取温泉で開催されます。毎回７０名余りの女性行政書士が全国から集まり、それは盛大です。是非一緒に参加しましょう。

記

日時　平成２１年２月２８日（土）～３月１日（日）
場所　静岡県　東伊豆町　稲取温泉　　会費

交流会　宿泊　１日観光	３３，０００
交流会　宿泊　半日観光	３０，０００
交流会　宿泊	２８，０００
交流会	２０，０００

（広報部　手塚　理恵）

個人的なことで恐縮ですが、私が、平成元年に行政書士会に入会して約２０年になります。書士会の建物は、今の場所より東のほうにあり、古くて狭い部屋で新入会員の最初の研修がありました。事務局には増田元事務局長やその前の事務局長も応対してくれました。住吉和夫元会長や福田富一元会長がいて自己紹介をしたような記憶があります。

当時は、学習塾をほそぼそとやっていて、もうすこし経済的に楽をしたいと思い、数年前にとった資格を生かそうと入会したのですが、県外出身で知己もなく３年ぐらいは全く仕事の依頼もありませんでした。県書士会の研修会に参加して知識を習得したりしているうちに、初めて建設業許可申請の依頼があったときはうれしかったです。しかし決算書の作成要領がわからず、困って同じ支部の近くの会員に相談したら、親切に教えてくれて今でも感謝しています。そして依頼第１号のお客さんとはずっと行き来しています。

行政書士は、大体が個人の事務所で業務をしていると思いますが、わからないことがあれば、気軽に聞ける間柄の書士仲間がいると本当に助かります。私の場合は仕事を回してもらったり、助けられるほうが多かったかもしれません。

それほど仕事をこなしている訳でもないのですが、この２０年間、行政書士という仕事を通して、いろいろな人に接してきました。十人十色で世の中にはいろいろな人がいて、教えられ学ぶべきことも多いし、反対に後ろから蹴飛ばしてやりたいような人もいました。でも多くは、互いにギブアンドテイクでやってこられたように思います。

晩秋の那珂川を眺めていると、流れをさかのぼって来る元気なサケが見え、また一生を終えて岸辺に打ち上げられているサケの姿が見えます。そんな景色を見ていると、ああ俺もさきが見えてきたなあと思いつつ、もう少し踏ん張らなければと気持ちを引き締めています。

（塩那支局長　長谷川久夫）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 20 年 11 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	那須 欠端秀行	H20.11.1	329-2726	那須塩原市扇町 6-16 ウエストグリーンハイツ 扇町 404	0287-46-7527	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇都宮	野澤 亘	H20.11.14	廃　業	芳賀	光菅博英	H20.11.27	廃　業

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇 都 宮	渡邉康明	Ｔ Ｅ Ｌ	0285-22-6996

編集後記

理事の皆さんは自分の仕事より理事の仕事を優先し、会員のために一生懸命働いています。

しかし理事の仕事は一般の会員の方には中々わかりにくいと思います。理事の活動を書士会日誌に詳しく記載してますので、ぜひ読んで下さい。

（手塚）

行政とちぎ 12 月号 No.384

発行人　栃木県行政書士会　会長　浅野吉知
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

年末の交通安全県民総ぐるみ運動

マナーアップ！あなたが主役です

2008.12.11(木) ▷ 12.31(水)

つぎつぎ"とちぎ"

平成20年度交通事故防止ポスター最優秀作品
県立那須清峰高等学校 1年
高橋 有紀さん

① 高齢者の交通事故防止
② 飲酒運転・暴走運転の根絶
③ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

栃木県交通安全シンボルマーク

主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会